

写真撮影販売に関する規定

写真撮影販売とは、大会会場等で選手を撮影しインターネットで販売することをいう。
撮影業者については、競争入札形式を用い 1 社のみ許可をするものとする。
(ただし、主催者及び計測会社が行う写真サービスまた大会記録写真は除く)

■許可内容

- ・会場、コース付近等での選手の写真撮影及びインターネット販売
- ・大会公式 HP 企業バナー掲載
- ・大会公式 HP 新着情報への掲載
- ・参加案内等事前送付物へのチラシ封入 A4 サイズ以下： 1 枚
(今大会募集定員：7,000 人)
- ・大会会場内のブース運営 (テント 1 張り (大会側指定場所にて大会側が設置))

■撮影に関する注意事項

- ・コース上及び競技に支障のある場所での撮影の禁止
- ・無人航空機 (ドローン等) を使用しての撮影の禁止
- ・ランナー、来場者及び大会関係者等が不快となるような行動はしないこと
- ・大会主催者の指示に従うこと

■その他

- ・事前送付物への封入チラシについては、主催者が指定する日時までに、指定場所に納品すること。
- ・主催者の責めによらない事由 (地震・風水害・事件・事故・感染症等) で大会が中止となった場合、中止までに要した経費等を勘案して料金の返金の有無および金額を決定する。
- ・写真撮影販売に関し保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。
- ・保有する個人情報の漏えい等の事故が発生した疑義がある場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施すること。

写真撮影販売希望業者は、上記内容に同意するものとし、令和8年1月9日 (金)
正午までに写真撮影販売申込書を提出することとする。